

だい かいよこはまししょうがいしゃきべつかいしょうけんとうぶかい
第7回横浜市障害者差別解消検討部会

にちじ へいせいねん がつ にち か ごごじじ
日時：平成27年7月21日（火） 午後2時～4時

かいじょう しちょうしゃ かい かんけいきかんしつむしつ
会場：市庁舎5階 関係機関執務室

しだい
次 第

1 かいかい
開会

はいふしりょう かくにん せつめい
(配付資料の確認、説明)

2 ぎだい
議題

- (1) じれい こうひょう ほうこく
事例の公表について（報告）
- (2) ぜんかい じれい ぶんるい かくにん
前回までの事例の分類の確認について
- (3) し おこな とりくみ
市が行うべき取組について

3 た れんらくじこうとう
その他（連絡事項等）

し だい
次 第

14:00

1 かいかい
開会

はいふしりょう かくにん せつめい
(配付資料の確認、説明)

14:05

2 ぎだい
議題

(1) じれい こうひょう ほうこく
事例の公表について(報告)

しりょう せつめい いけん しつもん かた ねが
資料1により説明。意見、質問のある方はお願いします。

14:10

(2) ぜんかい じれい ぶんるい かくにん
前回までの事例の分類の確認について

ぜんかい だい かい さんこうしりょう ぶんるい いけん しつもん
前回(第6回)の参考資料1の分類について、意見、質問のある
かた ねが
方はお願いします。

※ まつしまいいんていきょうしりょう いけんとう かた ねが
「松島委員提供資料」について。意見等のある方はお願いします。

14:25

(3) し おこな とりくみ
市が行うべき取組について

しりょう し ていげん こうせい あん せつめい いけん しつもん
資料2により「市への提言」の構成(案)を説明。意見、質問の
かた ねが
ある方はお願いします。

しりょう そ し と く し ていげん の
資料3に沿って、市が取り組むべきこと(「市への提言」に載せる
ないよう けんとう いけん かた ねが
内容)について検討します。①から⑦まで、意見のある方はお願い
します(障害種別ごとにご意見をいただきたいと思ひます)。

しりょう さんこうしりょう さんしょう
※資料4、参考資料を参照してください。

15:50

3 た れんらくじこうとう
その他(連絡事項等)

しんこう よていじかん しんぎ じょうきょう か
※進行の予定時間は、審議の状況によって変わることがあります。

じれい こうひょう ほうこく
事例の公表について（報告）

よ すべ じれい ばめんべつ しょうがいしゅべつ ぶんるい がつ にち
寄せられた全ての事例を「場面別」、「障害種別ごと」に分類し、7月10日に
こうひょう
公表しました。

じれい うちわけ
1 事例の内訳

- (1) しょうがいしやさべつ う おも じれい てきせつ はいりよ こま じれい
障害者差別を受けたと思った事例、適切な配慮がなくて困った事例など
けい けん
計993件

ばめんべつうちわけ
場面別内訳

ば 場	めん 面	けん 件	すう 数
きんむさきとう			けん 114件
がっこうとう			けん 69件
す 住まい	かていとう 家庭等		けん 24件
ちいき			けん 66件
こうつうきかん	どうろ 道路		けん 135件
みせ			けん 98件
ふくしき	ーびす サービス		けん 54件
びょういんとう			けん 126件
やくしよ			けん 87件
こうきょうしせつ			けん 30件
た			けん 190件
その他			
ごうけい			けん 993件
合計			

たいしょうしゃ しょうがいしゅべつ うちわけ
対象者の障害種別ごとの内訳

しょうがいしゅべつ 障害種別	けん 件	すう 数
ちてきしょうがい 知的障害		けん 101件
せいしんしょうがい 精神障害		けん 405件
はったつしょうがい 発達障害		けん 62件
しかくしょうがい 視覚障害		けん 67件
ちょうかく へいこうきのうしょうがい 聴覚・平衡機能障害		けん 180件
したいふじゆう 肢体不自由		けん 147件
おんせい・げんご・きのうしょうがい 音声・言語・そしゃく機能障害		けん 10件
ないぶきのうしょうがい 内部機能障害		けん 13件
なんびよう 難病		けん 2件
こうじのうきのうしょうがい 高次脳機能障害		けん 2件
た むかいとう その他・無回答		けん 83件
ごうけい		けん 1,072件
合計		

- (2) しょうがい かた はいりよ よ じれい
障害のある方への配慮の良い事例
けい けん
計139件

※ ふくすう しょうがいしゅべつ がいとう かた たいしょう じれい ばめんべつ
複数の障害種別に該当する方が対象の事例があるため、「場面別」
しょうがいしゅべつ うちわけ ごうけい いっち
と「障害種別ごと」の内訳の合計は一致しません。
ぶんるいさぎょう すす なか じれい けんすう そくほうち へんどう
分類作業を進める中で、事例の件数は速報値から変動しています。

2 こうひょうほうほう 公表方法

- ・ しほーむぺーじ 市ホームページにけいさい掲載 おんせいばん ※音声版はげんざいさくせいちゆう現在作成中です。
- ・ しちようしゃ 市庁舎 1階かいしみんじょうほう市民情報センターえつらんかのうでの閲覧可能

「市への提言」の構成(案)

1 はじめに(障害者差別解消法の施行に向けて)

2 検討の経過

3 障害者差別解消の取組について

(1) 横浜市が取り組むべきこと

・差別的取扱いの禁止に関すること(障害種別ごと、又は共通事項)

・適切な配慮の提供に関すること(障害種別ごと、又は共通事項)

・市民への啓発に関すること

・相談及び紛争の防止等のための体制整備に関すること

・その他

(2) 市内の事業者が取り組むべきこと

・差別的取扱いの禁止に関すること

・適切な配慮の提供に関すること

・その他

(3) 市民に取り組んでほしいこと

4 障害のある人とない人が共生する横浜市の実現に向けて

(主として障害のある方たちからの全ての市民に伝えたいこと)

※ 「市への提言」については、10月に開催される予定の横浜市障害者施策

推進協議会に報告し、確認を経て確定となる予定です。

し ていげん きさいないよう けんとう
「市への提言」の記載内容の検討

こんかい し ていげん し おこな とりくみ い けん はな
今回は、「市への提言」のうち、「市が行うべき取組」について、ご意見、話し
あ ねが て ま つぎ
合いをお願いします。テーマは、次の①から⑦までです。

いいん い けん はな あ ねが
【委員に、ご意見、話し合いをお願いしたいこと①】

く やくしょ し やくしょなど しょうがい かた まどぐちたいおう でんわたいおう
区役所、市役所等における、障害のある方への窓口対応や電話対応につい
て、市はどのような配慮をすべきですか？ また、注意すべき差別的取扱いは
どのようなものですか？

はいりよ れい
＜配慮の例＞

はなし ていねい うかがう
話を丁寧に伺う

ひつだん たいおう
筆談で対応する

しゅわ たいおう しゅわつうやく はいち
手話で対応する(手話通訳を配置する)

しよるい よ あ せつめい
書類を読み上げて説明する

わ ばあい たず けいじ
分からないことがある場合はお尋ねくださいと掲示する など

じむきょく
【事務局から】

○ これまでの検討部会でのご意見等を「資料4」にまとめました。また、寄せら
れた事例のうち、関連する主な事例を「参考資料」にまとめてみました。ご参
照ください。

○ 障害種別ごとにご意見をいただければと思います(特にご意見のない場合
は「なし」で結構です)。

○ 当面取り組むべきこと、将来的に取り組むべきことに分けてご意見がある
場合は、そのようにお話してください。

【委員に、ご意見、話し合いをお願いしたいこと②】

区役所、市役所等の通知や説明書類、申請用紙などについて、市はどのような配慮をすべきですか？ また、注意すべき差別的取扱いはどのようなものですか？

＜配慮の例＞

わかりやすい表現・ことばを使う

ルビをふる

わかりやすい版を別に作成する

点字版・音声版を作成する

分からないことがある場合の問合せの窓口(連絡先)を記載する など

【事務局から】

- 「資料4」、「参考資料」もご参照ください。
- 障害種別ごとにご意見をいただければと思います(特にご意見のない場合は「なし」で結構です)。
- 当面取り組むべきこと、将来的に取り組むべきことに分けてご意見がある場合は、そのようにお話しください。

【委員に、ご意見、話し合いをお願いしたいこと③】

区役所、市役所等での会議の開催や、講演会等のイベントの開催において、市はどのような配慮をすべきですか？ また、注意すべき差別的取扱いはどのようなものですか？

＜配慮の例＞

資料を分かりやすい表現・ことばで作成する

資料にルビをふる

点字版の資料を作成する

介助者の付添いを可能とする

手話通訳、筆記通訳の事前申込についてチラシ等に記載する など

【事務局から】

○ 「資料4」、「参考資料」もご参照ください。

○ 障害種別ごとにご意見をいただければと思います（特にご意見のない場合は「なし」で結構です）。

○ 当面取り組むべきこと、将来的に取り組むべきことに分けてご意見がある場合は、そのようにお話しください。

【委員に、ご意見、話し合いをお願いしたいこと④】

区役所、市役所等の市の施設の設備で、改善に取り組むべきことは、どのようなことですか？

＜例＞

非常時の視覚による情報提供 など

【事務局から】

- 「資料4」、「参考資料」もご参照ください。
- 障害種別ごとにご意見をいただければと思います（特にご意見のない場合は「なし」で結構です）。
- 当面取り組むべきこと、将来的に取り組むべきことに分けてご意見がある場合は、そのようにお話しください。

【委員に、ご意見、話し合いをお願いしたいこと⑤】

その他、市(市職員)による差別的取扱い、合理的配慮の提供について、
「市への提言」に盛り込んだ方がよいことはありますか？

【事務局から】

- 「資料4」、「参考資料」もご参照ください。
- 障害種別ごとにご意見をいただければと思います(特にご意見のない場合は「なし」で結構です)。
- 当面取り組むべきこと、将来的に取り組むべきことに分けてご意見がある場合は、そのようにお話しください。

【委員に、ご意見、話し合いをお願いしたいこと⑥】

しょうがいしゃさべつかいしょう かん し みる けいはつ し と く
障害者差別解消に関する市民への啓発について、市が取り組むべきことは
どのようなことですか？

じむきょく
【事務局から】

- 「資料4」をご参照ください。
市民啓発について、取り組むべきこと、取り組む場合の注意や工夫など、資料4の内容の追加や修正などをお願いします。

【委員に、ご意見、話し合いをお願いしたいこと⑦】

しょうがいしゃさべつ う おも ばあい そうだん そうだんたいせいとう いけん
障害者差別を受けたと思った場合などの相談(相談体制等)について、ご意見
がありましたらお願いします。

【事務局から】

くに きそん きかん そうだん たいおう いけんとう
○ 国は、既存の機関が相談に対応していくこととしていますが、ご意見等が
ありましたらお願いします。

これまでの検討部会での意見等

障害者差別解消の取組について

項目	検討部会での主な意見
(1)横浜市が取り組むべきこと	
<p>差別的取扱いの禁止に関すること</p> <p>適切な配慮の提供に関すること</p> <p>区役所の設備</p> <p>その他</p>	<p>本人の希望に沿った対応がなされるべきである。(筆談、要約筆記や字幕等の視覚情報、点字や音声データ等)</p> <p>家族や介助者と一緒においても、本人のことは本人と話すべきである。</p> <p>生命の危険に関わるようなものについては、早急に対応すべきである。(災害発生時の視覚による情報提供等)</p> <p>差別的取扱いなのか、適切な配慮の不提供なのかの判断は、場面の詳細によって異なる。</p> <p>行政は差別的取扱いの禁止も適切な配慮の提供もいずれも必ず実施するべきである。</p>
市民への啓発に関すること	<p>啓発の資料については、事例を抜粋して場面ごとに障害別に短くまとめて提供した方がよい。</p> <p>例えば、病院では聴覚障害の方はこうすることで困っている、肢体不自由の方は、視覚障害の方は、と代表的なものを挙げる。</p> <p>精神障害があると、文章の羅列は読む気がしない場合が多い。発達障害についても、イラストを入れるなど、視覚的に分かりやすいものがよい。</p> <p>教育・啓発用として分かりやすい事例の抜粋版を作成するとよい。</p> <p>分かりやすい版として、双六やかるたもよい。</p>

<p>こうもく 項目</p>	<p>けんとう ぶかい おも いけん 検討部会での主な意見</p>
	<p>きょういく ば どうとく じかん じれい ふく けんじょうしゃ しょうがいしゃ おな にんげん 教育の場で、道徳の時間などに、事例を含め、健全者も障害者も同じ人間であることな どを伝える資料ができるとよい。</p> <p>ひろ しみん たい しょうがいりかい ふか もくてき どう かた ば 広く市民に対して、障害理解を深めることを目的とした「フォーラム等(語る場)」がある とよい。</p> <p>わ ぶん やすい ばん として は、 じかん と お金 を かけて、 こうれいしゃ ふく 分かりやすい版としては、時間とお金をかけて、高齢者も含めて、みんなにとって分か りやすいものを作ってほしい。</p>
<p>そうだん およ ぶんそう ぼうし どう たいせいせいび 相談及び紛争防止等のための体制整備</p>	
<p>その他</p>	<p>し どのじ じょうれい 市独自の条例をつくる。その過程も市民への啓発につながるのではないか。</p> <p>しょうがいじ おや しょうがいしゃ おや たいしょう ふく かんが 障害児の親だけでなく、障害者の親も対象に含めて考えてほしい。</p>
<p>(2) 市内の事業者が取り組むべきこと</p>	
<p>さべつてき とりあつか きんし かん 差別的取扱いの禁止に関すること</p>	<p>こうきょうせい じっしつてき せんたくし びょういん しりつがっこう どう ぎょうせいきかん じゆん 公共性があり、実質的に選択肢のない(病院、私立学校等)は、行政機関に準じるとい う考え方もあるのではないか。</p>
<p>てきせつ はいりよ ていきょう かん 適切な配慮の提供に関すること</p>	<p>こうつう うんちん わりびき しょうがいかんさべつ しんたい ちてき しょうがい かた みと せいしん しょうがい 交通運賃割引の障害間差別(身体・知的障害のある方には認められても精神障害のあ る方には認められない)は解消されるべきである。</p>
<p>その他</p>	<p>しょうがい さべつ う がわ わ がわ わ 障害による差別は、受けている側は分かっても、している側は分からないということがよ くある。</p>
<p>(3) 市民に取り組んでほしいこと</p>	<p>よ おも なか こま 良かれと思ってしてくれることの中でも困ることもある。</p>
	<p>こじん かんが しゅちょう ひてい ひとり いしき けいはつ じゅうよう 個人の考えや主張を否定することはできないが、一人ひとりの意識づけ・啓発は重要で ある。</p>

応募事例一覧を4分の3程読みました。私には、どれも差別と感じる事例ばかりであると思
います。ただ単に「不当な差別的な扱い」と「合理的配慮の不提供」に分けることができ
るものではありません。ここに応募した人は少なからず差別を感じたのではないでしょ
うか。私たち委員は「合理的配慮の不提供」に入るような事例でも、根底には差別が潜んで
いると認識する必要があります。私個人の意見は全事例は差別に値するとおもいます。

差別に大きいも小さいもない。また、強いも弱いもない。差別は差別です。私達脳性マヒ
者も、人権を否定されるようなさまざまな差別を受けてきました。「変なのがうつるから近
よるな」とし少し高そうなレストランで食事をしようとする、「あんたみたいな輩がう
ちで食べると衛生上良くないし、レストランの質が落ちまうし、他の客様に迷惑になるか
ら来るな」とか、また病院では言語障害者にたいして「この人の言っている事がさっぱり
わかんねと頭がおかしいのだろう」と言われ妊娠した障害者が病院で「こんな体で産む
とは罰当たりめ」みたいなこといわれたり等は昔から言われてきていますが、今でも現実
としてあります。これは多数の方が「差別」と認識してくれますから、まだましですが、最近、
差別している意識が全くなく、むしろ親切心からくる場合です。これは非常に厄介です。
車イスで言語障害がある人が、日常茶飯事に起きているケースですが、例えば、私が
エレベータで降りるときに、「押さえておきますから先降りてください」と言われ、とても
有難いが先に降りると足を踏んでしまうので、私も「先に降りてください」と言うけど相手
にはうまく聞き取れなくて、3回ぐらいやり取りが続いて相手が「いいから降りろ」と少し
いらいらしながら言うから、仕方なく降りると、「痛いなー全くもう」と言われ、怪訝な顔
つきになってしまう。ことらは何も悪いことはしていないが、恐縮して謝ります。相手は
差別したつもりはなく親切心から出た行動、そのくらいわかります。だけど言語障害の人に
とって「あんたら来ると店が穢れるから来るな」と同じぐらい苦痛を感じ、「ウ～」と叫び
たくなります。これは差別であり、人権侵害だと思っています。これは言い過ぎでしょ
うか、皆様教えてください。でもこれから自分では全く差別している意識がなく、差別され
る方だけが人権侵害を感じてしまうケースが益々増えてきます。差別はとてつもなく難し
い問題です。